

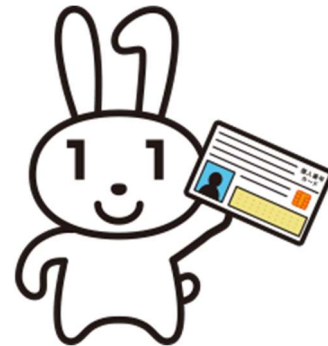
医療情報取得加算に関する掲示

- 当院はオンライン資格確認を行う体制を有しており、受診歴、薬剤情報、特定健診情報
その他必要な診療情報を取得・活用することで質の高い医療の提供に努めています。
- 厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、以下のとおり診療報酬点数を算定いたします。

○初診時 1点

○再診時 1点（3ヶ月に1回限り）

※マイナ保険証の利用の有無に関わらず



正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご理解ご協力をお願いいたします。

令和6年12月 なかしま外科・内科